

40

川越都市計画事業

(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業

環境に影響を及ぼす地域に関する基準に

該当すると認める地域を記載した書類

令和3年5月

川 島 町

第 1 章 都市計画決定権者の名称

1.1 都市計画決定権者の名称及び所在地

名 称 : 川島町

代表者の氏名 : 川島町長 飯島 和夫

所 在 地 : 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林 870 番地 1

1.2 事業者の名称及び所在地

名 称 : 川島町

代表者の氏名 : 川島町長 飯島 和夫

所 在 地 : 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林 870 番地 1

第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要

2.1 都市計画対象事業の名称

都市計画対象事業の名称 : 川越都市計画事業

(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業

都市計画対象事業の種類 : 土地区画整理事業

(埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第一 第 20 号)

2.2 都市計画対象事業の目的

本地区は、「第 5 次川島町総合振興計画」において、首都圏中央連絡自動車道(以下「圏央道」という。)川島インターチェンジによる立地優位性を活かし、川島インター産業団地の整備・拡充をするための、「インター周辺関連開発地域」に位置づけられている。

埼玉県は、圏央道の整備に伴い、その周辺の産業立地の優位性が飛躍的に高まることから「第 3 次田園都市産業ゾーン基本方針(H29～R3)」を策定し、圏央道沿線及び圏央道以北地域における計画的な産業基盤の整備を推進しており、本事業もその施策に寄与するものである。

本事業は、これらの背景を受け、当地区の持つ立地特性を活かし、川島町の土地利用方針に基づき、圏央道川島インターチェンジ周辺を計画的に整備し、秩序ある都市的土地利用を実現するとともに、田園環境との調和を図ることを目的とする。

2.3 都市計画対象事業の実施区域

2.3.1 計画地の位置

計画地は、埼玉県比企郡川島町の南西部に位置している。計画地の北側は圏央道川島インターチェンジが隣接し、計画地西側は南北方向に走る一般国道 254 号が隣接している。

2.3.2 計画地の概況

(1)土地利用の状況

計画地の土地利用は、主として水田であり、他に畑地等が点在する。また、計画地の中央を主要地方道鴻巣川島線が南北方向に走っている。

なお、計画地には住居は分布せず、建築物としては、下水道処理施設(埼玉県荒川右岸流域下水道川島北中継ポンプ場)が立地するのみである。

(2) 自然環境

計画地の植生は、水田が多くを占めており、一部に雑草路傍群落等の草がみられる。また、水辺環境として、計画地内及び計画地に隣接して農業用水等の水路が流れている。

また、計画地周辺地域も同様に水田、畑地が広がる環境であり、樹林地は分布しない。

(3) 特に配慮を要する施設

計画地及び隣接地域には、学校、病院、福祉施設等の特に配慮を要する施設は立地していないが、計画地西側の一般国道 254 号を挟んだ約 300m に保育園、約 500m に診療所が立地している。

(4) 地 形

計画地及び周辺地域は、起伏のない水田等が広がる平坦な地形を呈している。

(5) 計画地周辺の状況

計画地の西側には一般国道 254 号が隣接して南北に走り、その沿道には大規模商業施設が立地している。計画地北側には圏央道川島インターチェンジ及び川島インター産業団地（川島インターチェンジ北側地区土地区画整理事業）が、その西側には三島地区土地区画整理事業地が位置している。

また、計画地の西側には一級河川である越辺川が南北に、南側には一級河川である入間川等が東西に流れている。

2.4 都市計画対象事業の規模

計画地の面積は、約 28.9ha である。

2.5 都市計画対象事業の実施期間

対象事業の実施工程は表-1 に示すとおりである。

土地区画整理事業における工事期間は、令和 5 年 10 月～令和 7 年 3 月にかけての 1 年 6 ヶ月で終了する予定である。

また、令和 6 年 9 月からは、進出企業による盛土工事、建設工事が行われる予定である。

表-1 対象事業に係る工程

項目 \ 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
環境影響評価 (評価書までの手続き)	■	■	■		
区画整理事業造成工事			■	■	
進出企業盛土工事				■	■
進出企業建設工事				■	■

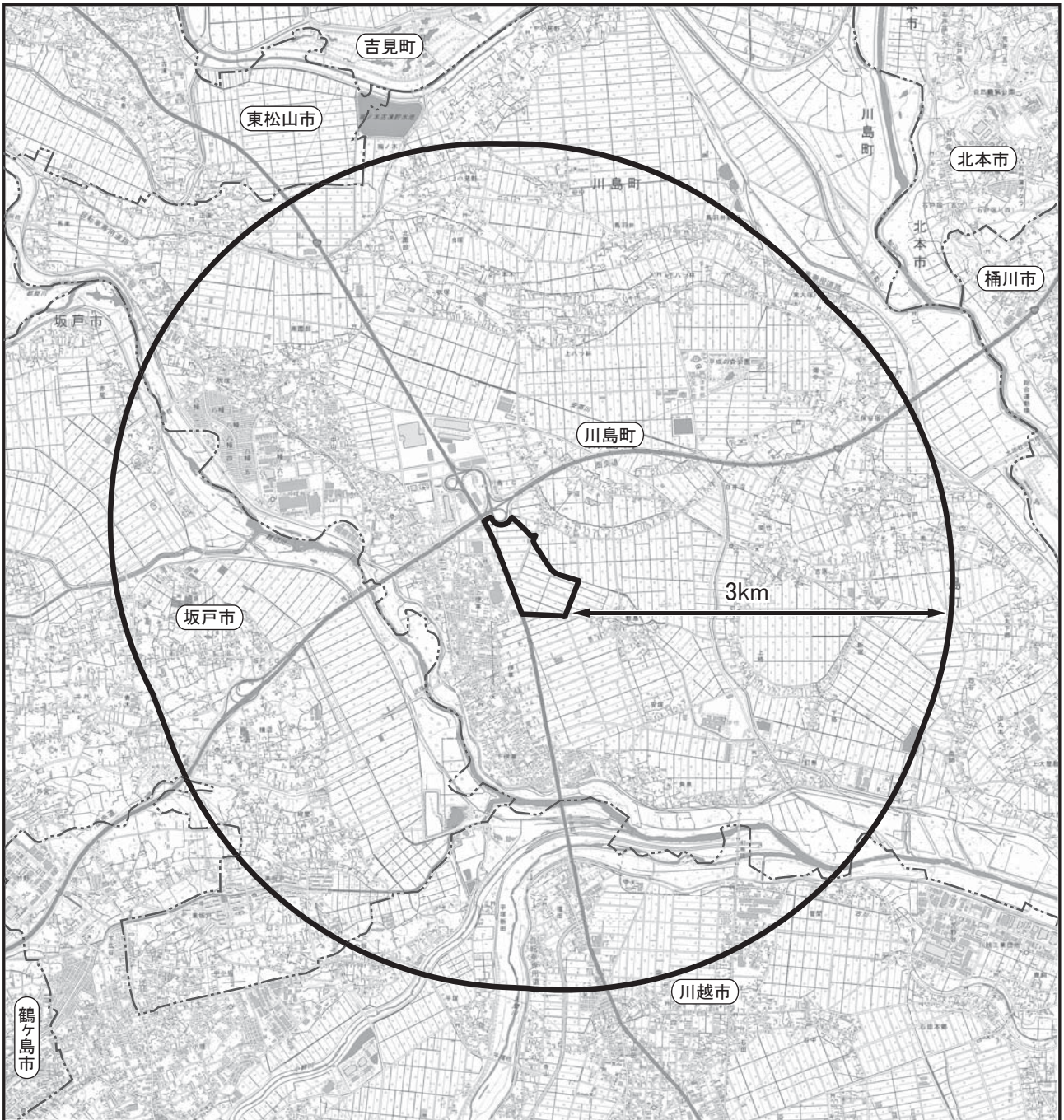
第 3 章 環境に影響を及ぼす地域

3.1 環境に影響を及ぼす地域の基準




本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲 3 キロメートル以内の地域」を基準として設定する。

3.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図-1 に示すとおりであり、川島町、坂戸市、川越市及び東松山市のそれぞれ一部が含まれる。



凡例

-  : 計画地
-  : 市町界
-  : 環境に影響を及ぼす地域(計画地敷地境界から3km)

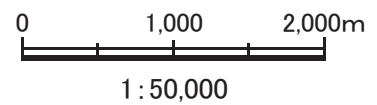


図-1 環境に影響を及ぼす地域